

働き方改革実現のための テレワークを含む在宅勤務・自営型就業活用セミナー

主催 愛知県下各労働基準協会

実施機関 一般社団法人名北労働基準協会

出社をせずに労働者の自宅で仕事ができたら？



【企業のメリット】
通勤費削減



オフィススペース削減



【従業員のメリット】
毎日の通勤ラッシュ



ワークライフバランス



育児・介護休業からの
スムーズな復帰



離職防止



家族の介護



育児



通勤費やオフィススペースの削減、育児や介護などで自宅から離れることが難しい従業員の離職防止など企業のメリットは多く、従業員も通勤時間がなくなり、育児・介護、家族との時間や睡眠時間の増加といったワークライフバランスの向上、郊外での生活も可能となります。

しかしながら、在宅勤務者の労働時間の把握や情報セキュリティ対策など従来の管理方法では対応が難しく、働き方に合わせた新しい取り組みが必要です。また、ひとつの企業に縛られない新しい働き方として自営型就業もインターネットの普及により拡大傾向にあります。

労働力人口が不足する近い将来、様々な働き方ができる環境を整えておかなければ、優秀な人材を確保できず円滑な業務運営に支障をきたすかもしれません。

在宅勤務、自営型就業それぞれの特徴を理解して正しく活用することが必要不可欠です。

そこで、愛知県下各労働基準協会では「働き方改革実現のためのテレワークを含む在宅勤務・自営型就業活用セミナー」を開催いたします。

在宅勤務等の導入を検討している企業の責任者、人事労務担当者だけでなく、自社での導入は難しいと考えている企業の責任者等、多くの皆様に広くご受講いただきますようご案内申し上げます。

日時

平成30年12月10日(月)
13:30~16:30

会場

名古屋市北区清水1-13-1
(一社)名北労働基準協会 3階大会議室

講師

(一社)名北労働基準協会 システム事業室長
社会保険労務士 高橋 真悟

対象

企業の責任者、人事労務担当者など

定員

50名(定員になり次第締め切ります。)

費用

会員 5,400円 非会員 6,480円



<内容>

- 様々な働き方の現状と将来の予想
- 在宅勤務のメリット
- 在宅勤務導入にあたっての注意点
- 在宅勤務と自営型就業の違い
- 自営型就業の適正な活用について

講師プロフィール 大手通信会社でシステム開発・情報管理を行い、同社関連会社で労務管理業務に従事。社会保険労務士としては珍しい情報技術に長けたIT社労士として広域的な活動を展開し、マイナンバー制度に関する数多くの講演を行うとともに、コンサルタントとして企業への幅広い訪問指導活動を実施し、労働基準監督署相談員を経て現在は当協会のシステム事業室長として企業の情報管理支援業務に従事。平成27年度はマイナンバー取扱者研修等で累計約3,500名に対し講演を実施し、多くの企業にマイナンバー制度等の情報管理体制構築を支援する。また、現在も会員事業場からの情報管理に関する社内規定、安全管理措置等の相談に多数対応している。



講師 高橋 真 悟



【会場アクセス】 「名 鉄」
 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」
 市役所駅①番出口より徒歩12分
 「バ ス」
 市バス・名鉄バス 清水口より徒歩5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申 込 要 領				
申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。				
名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号	対 象 地 区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

テレワークを含む在宅勤務・自営型就業活用セミナー 申込書

労働基準協会		平成	年	月	日
事業場名		TEL	()	-	
		FAX	()	-	
事業内容		労働者数		人	
所在地	〒				
ご出席者	氏 名	所属部署・職名		受 講 日	
	(フリガナ)			平成30年12月10日	
	男・女				
ご出席者	(フリガナ)			平成30年12月10日	
	男・女				
講習代金支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様)

会員番号※

※会員番号 名北労働基準協会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)

※この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。